

つやま企業サポート事業

専門家派遣サポート補助金交付要領

平成27年6月1日制定

平成28年4月1日改定

平成29年4月1日改定

平成31年4月1日改定

(目的)

第1条 つやま産業支援センター（以下「センター」という。）は、経営課題の解決に向け、専門家派遣事業により専門家を招き、適切な診断及び助言により成長を目指す中小企業に対して、その事業の利用に係る経費について、つやま企業サポート事業専門家派遣サポート補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付し、成長を目指す津山市内の中小企業者等を支援することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）及びつやま企業サポート事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

専門家派遣事業 公益財団法人岡山県産業振興財団、岡山県経営改善支援センター、中小企業再生支援協議会及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する専門家の派遣事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、補助金交付要綱第2条第1号に定める中小企業者等（以下「補助対象者」という。）をいう。ただし、補助金交付要綱第3条第2項各号に掲げる要件に該当する場合はこの限りでない。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、補助対象者が利用する専門家派遣事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費及び期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象経費

補助対象者が、専門家派遣事業を利用する際に専門家派遣機関に支払った経費とする。

(2) 補助対象期間

補助金の交付決定の翌日から、当該年度末日の10日前までとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、つやま企業サポート事業専門家派遣サポート補助金交付申請書補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添

えて2月末までにセンターに提出しなければならない。

- (1) 市税完納証明書
- (2) その他センターが必要と認める書類
(補助金の制限)

第7条 補助金の交付は、1 補助対象者当たり同一年度において10万円を限度とし、補助金限度額内においては複数回の申請を可とする。ただし、岡山県経営改善支援センター又は中小企業再生支援協議会の専門家派遣事業については20万円を上限とする。

(交付決定)

第8条 センターは、前条の申請があったときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、書面により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめセンターにつやま企業サポート事業専門家派遣サポート補助金に係る補助事業(変更・中止・廃止)承認申請書をセンターに提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日を経過した日又は当該年度末日の10日前のいずれか早い日までに、つやま企業サポート事業専門家派遣サポート補助金実績報告書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書の写し
- (2) その他センターが必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 センターは、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

(補助金の支払い方法)

第12条 補助金の額の確定の通知を受けた者が、補助金の請求をしようとするときは、精算払請求書(様式第3号)をセンターに提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、センターが別に定める。

付 則

この要領は、制定の日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。